

第20回長崎家庭裁判所委員会議事録

1 日時

平成25年9月30日(月)午後1時30分から午後4時00分まで

2 場所

長崎家庭裁判所大会議室

3 出席者等

(1) 委員(五十音順,敬称略)

楠本 新,小山紀昭,辻田高宏,中田慶子,迫 光夫,平井健一郎,前田きみ子,松原 健,
向原源一郎,渡邊 弘

(2) 長崎少年友の会説明者

中村会員,畑地会員,吉田会員

(3) 事務担当者

堀河裁判官,秋吉事務局長,前田首席家裁調査官,吉崎首席書記官,玉浦次席家裁調査官,
飯田総務課課長補佐(庶務)

4 議事

(1) 開会

(2) 委員長あいさつ(楠本委員長)

(3) 新任委員自己紹介(小山委員及び平井委員)

(4) 協議

「少年審判における少年へのサポート」

出された意見等の要旨は別紙のとおり

(5) 次回の予定

ア テーマ

「家事事件手続法施行後1年を振り返って」

イ 日程

平成26年2月17日(月)午後1時30分から

ウ 場所

長崎家庭裁判所大会議室

(6) 閉会

(別紙)

(以下、発言者は、 :委員長, :委員, :事務担当者等で略記する。)

第1 導入説明

1 少年事件における教育的措置について

家庭裁判所は、少年が事件を再び起こさないためにはどのような処遇が必要かを判断する機関であり、家庭裁判所調査官(以下「家裁調査官」という。)が非行の経緯、動機、学校や職場や家庭などの環境といった非行の要因について様々な調査を行って、それらを基に最終的な処遇を決定している。

他方で、最終的な処遇とは別に、調査や審判の過程を通じて、少年の更生に資するように、少年に気付きを与えるような様々な働きかけを行うということにも取り組んでいる。これを「教育的措置」と呼んでいる。具体的には、調査官や裁判官が調査や審判において、少年や保護者の問題点について助言、指導及び訓戒を行ったり、家裁調査官が事件から時間が経ってからの被害者の被害感情を調査して少年に伝えたり、謝罪文や感想文等の作成のほか、交通講習を開くことなどを行っている。

それから、裁判所の外部の方にも協力していただいている教育的措置の取組みもある。例えば、社会奉仕活動への参加、万引被害を考えるための講習などがあり、後者では、大型店舗、大型書店の方に講師として来ていただき、万引をされるとどのような被害・影響があるのかというような実情を話していただいている。

特に、保護観察所や少年院のような処遇機関にパトタッチしない処遇が見込まれる少年については、裁判所で効果的な教育的措置を行って、再犯抑止を図りたいというのが家庭裁判所の目指しているところである。

2 少年友の会の活動について

少年友の会は、昭和41年に東京で家庭裁判所に協力して非行少年の更生を援助するボランティア団体として発足したものであり、公的機関はできないけれどもボランティアならできる活動もあるというのが発足のきっかけである。少年の健全育成、更生のために色々な立場で活動している方がいるが、少年友の会は、家庭裁判所に協力するという立場なので、家庭裁判所に事件として送られてきた少年だけを対象としている。

少年友の会は、付添人活動、社会奉仕活動への付添い、短期補導委託先への付添い及び万引被害を考える教室での保護者会活動といった活動を行っている。

短期補導委託の必要性は理解してもらえし、少年の更生に協力したいと考えている人はいるが、実際に短期補導委託先として、少年を引き受けてくれる人というのはなかなか見つからない。

少年友の会は、純粋な民間ボランティアで公的な助成も全く受けていない団体である。会費と寄付によって運営している。ただし、寄付はほとんどないので、会費によって運営しているというのが実情である。ボランティアなので、当然報酬はないが、報酬がないことが強

みであって、少年達の心に入って行くには無償の行為であるべきだと考えられている。

付添人活動に関しては、司法的役割と福祉的役割の両方があった方がいいと思うので、弁護士とも連携しながら、活動を広げていきたいと考えている。

3 補導委託について

試験観察というのは、例えば、少年院に送致するか、保護観察にするかを決定するために、相当の期間家裁調査官の観察に付すというもので、試験観察の結果によって処分が左右されることから、少年にとって非常に大きな意味を持つものである。試験観察には、在宅試験観察と身柄付補導委託というものがあり、身柄付補導委託というのは、民間の補導委託先に少年を預かってもらい、寝食の世話も含めて少年の補導をしてもらうというものである。そして、民間の社会資源の長所を十分に生かした家庭的な処遇を行いながら少年を観察することになる。

(補導委託先での少年の生活の具体例等について紹介した。)

第2 家庭裁判所委員から出された意見等

補導委託先が見つからないということもあるようだが、まず、少年事件の扱い方、少年との接し方、どのように更生を目指したらよいのかというようなことについて、世の中に理解してもらう必要がある。「少年法は甘いですね。」というような意見を聞くことがよくある。それが世間一般の認識である。

BBS会という学生の活動もあるが、報道関係者もそれを学校が運営していると思っていて学生の活動ということを知らなかつたりする。少年友の会の活動も世間には知られていないというのは残念なことである。

少年の立場に立つと、悪いことをして警察に捕まって家庭裁判所に来るという手続の流れの中で、色々な人が色々な立場で少年のところに来るが、誰が味方で誰が敵なのかというのがとても気になるのではないかと思う。家裁調査官や付添人の弁護士は、裁判の仕組みも分からない少年達に、自分たちの立場を短い期間でどのように理解をさせているのか伺いたい。

家裁調査官は、身柄事件であれば、4週間の間に、少年には三、四回、保護者には一、二回会って調査を行うことが多く、在宅事件であれば、それぞれ調査は一回のことが多い。家裁調査官が心掛けているのは、非行メカニズムや家族関係などについて、しっかりと理解していくということである。例え一回であっても、その一回を勝負として、いかに理解を深めるか、そういう姿勢で少年に向かい合っている。どの立場の者も、立場は違っても少年の更生をサポートする目的は同じであり、敵か味方かということではなく、いかに理解し合えたか、共有できたかが大事だと考えている。

家裁調査官も付添人である弁護士も付添人である少年友の会の会員もそれぞれ、初回の面会の最初に、自分がどういう立場の者が分かりやすく説明していると聞いている。審判の仕組みや手続の説明については、家裁調査官ももちろん行うが、付添人弁護士の方からも丁寧に行われていると聞いている。

BBS会が学生ボランティアとして少年友の会と協力するとしたら、どのような活動が

できるのか。

数は少ないけれども、学習指導という活動がある。また、清掃活動や短期補導委託の奉仕活動に行くときの付添いをお願いすることもある。

少年事件の教育的措置とは少し違う話になるが、更生保護事業という取組みについても紹介していただきたい。

罪を犯した知的障害者でも刑務所で矯正教育するということがされてきたわけだが、それで教育効果が上がるのかという観点から、社会の中で見守られる形での更生ができないかということが考えられるようになった。その一つの方策として、社会福祉法人南高愛隣会が更生保護事業、つまり、社会内での立ち直りを促進するための事業を進めている。通常であれば、検察官が裁判所に起訴する事案、又は、実刑を求めるような事案であっても、社会内、更生保護施設での処遇がより相当であり、立ち直りの機会を得られるという判断をした場合は、グループホーム、自立支援センターで共同生活をする形で社会に復帰してもらうという取組をしている。比較的軽い罪で、被害者との示談や被害回復ができていて被害者の理解も得られるケースに限られており、また、基本的には、知的障害者、場合によっては、高齢者を対象としている。

少年友の会の活動の中で意義深いと思ったのが、万引被害を考える教室である。最近の少年事件の動向を見ると、薬物関係の事件は減っており、多くを占めるのは万引である。少年達の欲しいものが無防備な状態で陳列されているところが多々ある。例えば、ゲームソフトやフィギュアというようなものを盗み、換金するというようなことが行われている。そのような行為を思いとどまる契機になるのは、店側がその一つの商品を万引されたことによって被る被害というのがどれほどのものかということを知ることである。被害者の話を供述調書に書いて、加害者に読んでもらうということもある。その中では、スーパーマーケットの利益率について、1000円のもの一つ万引されると、1000円を取り戻すためには、どれだけ商品を売らなければいけないか、それは商売が成り立つかどうかの重い要素なのだというようなことを話されている。少年達にも万引被害に遭われた方々のダメージの大きさ、万引を防ごうとするために行う防犯カメラの設置や店頭配置のような増加経費というようなことについて分かってもらえればよいと思う。

ボランティア活動を維持するには運営が必要になる。例えば、プレゼンを上手くやって、PRをして寄付をとってくる人材も必要だと思う。長く続いている団体というのは、そういう人材を抱えている。

心が傷ついている少年が多いと思うので、清掃活動で達成感を味わうというのも大事だが、心が傷ついた人にはセラピー的なものが必要だと思う。農業も園芸セラピーといって農業の体験は育てることに通じるので、自分が愛情を注がなければ作物は育たないという面がある。最初は、嫌々ながらやっていたけど、徐々に心が癒されて明るくなっていくということがある。園芸セラピー、又はその他のセラピーでもいいが、そのようなことができる補導委託先が増えるといいと思った。

少年友の会の活動について、無報酬が強みというのは確かにそうだろうなと思いつつ、

聞いていたところだが、やはり活動にはお金も必要というのが社会の厳しいところだと思う。少年友の会のことも知られていない。このように、いいことをやっているのに、なかなか日の当たらないところに光を当てていくというのが、本来マスコミの仕事だと思うが、家庭裁判所の扱う事案は、マスコミの取材の対象としては難しい面があり、特に少年事件は難しい。待っているのではなく、積極的にPRしていく必要があると思う。最近、家庭裁判所が外部から見学者を招いたり、イベントをしたりしているので、連携し、活用していくのがいいのではないかと思った。

少年友の会のことは今日初めて知ったが、非常に興味深い話であった。家庭裁判所にはできなくても、民間からは口を開きやすい部分というのがある。特に、活字メディアにとっては興味を引く対象だと思う。

自治会の会則や規約でも青少年の育成というようなことが入っている。地域との連携が考えられるのではないかと思った。単組自治会があって、連合自治会というのがあるので、連合自治会と意見交換をしたり、連合自治会を通じて周知をしたりということが考えられる。個人情報という面もあるが、意見交換の場でうまく連携ができないだろうかと思った。

補導委託先として一日中少年を預かるというのは負担が大きいと思う。家に戻りたくない、家庭環境がよくないという少年を全面的に引き受ける施設を見つけるのは難しいだろうという印象を受けた。ボランティアとして仕事をさせるということであれば、その仕事の間だけその施設で預かればいいので、少しやりやすいのではないかと思った。

補導委託に向いているケースと向いていないケースとあると思うが、どういう場合に向いているのか。

補導委託先の特徴と少年の特徴とが合うこと、マッチングが大事である。

補導委託の期間はどのくらいなのか。補導委託先にはどのような職業があるのか。女の子向けの補導委託先というのはどのようなものがあるのか。

例えば、板金塗装業などもあるし、女子の場合は、飲食店などもある。期間は3ないし6か月で、弾力的な運用が図られている。

どのようにして補導委託先を見つけるのか。

例えば、家裁調査官が色々な調査の過程で、このような有力な方がいるという情報を得て、お願いするというようなこともある。

身柄付補導委託が減っているようだが、少年事件の総数が減っているのも、身柄付補導委託も減っているという理解でよいのか。それとも、本当はもっと補導委託をしたいのに、引き受けてくれる人がいないということなのか。

一つは、事件数の減少、これはやはり大きな要素である。特に身柄付事件が減っているので、それと関連して減っている。また、昔から補導委託先として熱心にやってこられた方が高齢化して、その息子が家業を継いだとしても、補導委託で大変苦労しているのを見ているから、自分は家業は継いでも補導委託は受けないということもある。

裁判所職員の採用試験で、補導委託についての問題が出ているのを見た。試験問題の資料では、熱意と愛情を持って少年を指導する意欲があれば、誰でも受託者になれると書い

であるが、今日の説明を聞くと、熱意と愛情だけではできそうにないなと思った。施設や居室をそろえるのは相当な負担だと思うし、そういった方がもっと社会の尊敬を集めて多方面から評価されてもいいのではないかという感想を抱いた。

農業大学校では、農家留学ということで、農家に寝泊まりして研修をすることがあるのだが、農業大学校の学生は将来農家の後継者になりたい人も多いので、将来の農業人口になってくれるためにというボランティア精神で受けてくれる。ただし、受けてもいいと言うのは夫の方で、妻の方は、食事の世話から生活の面倒を全部見なければいけないので、なかなかできないと言うことがある。ところが、オーストラリアでは、妻と子どもは夏休みで家にいないけれども、夫だけで堂々と引き受けているということがあって、学生達が自分たちのご飯はどうなるのかと尋ねたところ、自分がやるよ、君たちもやるんだよと言われたということがあった。日本は食事の準備は女性の分担という意識があるが、食事付き、生活指導付きという形で引き受けるには、男性も女性も世話を分担するのであれば、受入先を見つけるのも難しいと思った。

少年友の会の活動を聞いていて思ったのが、期間が短いというのは大変だということである。関係が築けない、話をしてくれない少年達がいっぱいいると思う。そのような少年達と関係を作っていくのは、寄り添うという気持ちが伝わるからこそやれることで、非常に尊敬に値することである。今日紹介された話というのは、うまくいったケースだと思うが、関係の結べない少年達のケースも時間があれば聞いてみたいと思った。

本日のテーマに限らず、意見があれば発言してもらいたい。

明日が「法の日」だが、「法の日」も知られていない。今年の「憲法週間」の際に長崎家裁で広報行事が開催されたように、「法の日」にも広報行事を開催したらよいと思っている。

家庭裁判所委員の構成員は、家庭裁判所規則に定められているが、構成員の中に家裁調査官をはじめとした裁判官以外の裁判所職員が入っていないのをずっと不思議に思っていた。説明者として説明してもらっているで、実務としては支障があるわけではないが、職員も正式なメンバーとして家庭裁判所委員会に入ってもらった方がいいのではないかと考えている。もし、機会があれば、このような意見があると伝えてもらいたい。

裁判官は、一個人としてではなく家庭裁判所の裁判官として出席しているので、家裁調査官や書記官の意見を聴いて出席しており、また、家庭裁判所委員会で出された意見については、家裁調査官や書記官に伝えている。一方で、直接意見を聴くということも大事なので、構成員ではないが、首席家裁調査官や首席書記官も事務担当者として入っていて、出された意見は家庭裁判所全体に対して出された意見として今後生かしていくべきと考えている。ただし、そのような意見が出たということは、機会があれば伝えたい。

家事事件手続法が施行されたり、民法改正があったりして、協議離婚のときに、養育費や面会交流の取り決めをしたかどうかを離婚届に記入するようになった。その後、全国的な動向として、調停や裁判で面会交流をすることが決められているということを目にする。離婚理由がDVの場合、面会交流があるために、元夫と接触しなければならないというの

は、元妻には大変な苦痛や恐怖感を伴うことがあり、場合によっては、元夫の追跡や監視に繋がることもある。その他にも母子に対する様々な影響が懸念されている。面会交流について積極的に進めていこうという方向性があるのであれば、同時に、元妻にとっても子供にとっても安心できる面会交流の場の設定、確保が必要な時期が来ていると感じている。

長崎家庭裁判所委員会委員名簿（五十音順）

平成25年9月30日現在

長崎家庭裁判所長	楠 本 新
長崎地方検察庁検事正	小 山 紀 昭
医療法人五省会廣中病院精神科医師	辻 田 高 宏
特定非営利活動法人DV防止ながさき理事長	中 田 慶 子
長崎県弁護士会所属弁護士	迫 光 夫
長崎家庭裁判所裁判官	平 井 健一郎
元長崎県男女共同参画推進センター長	前 田 きみ子
株式会社テレビ長崎報道局長	松 原 健
社団法人成年後見センター・リーガルサポート	
長崎支部所属 長崎県司法書士会所属司法書士	向 原 源一郎
活水女子大学文学部現代日本文化学科准教授	渡 邊 弘